

プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（専従義務緩和）

令和3年3月16日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
福島研究開発部門 福島研究開発拠点
廃炉環境国際共同研究センター

平素より弊機構の事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊機構では、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を参考に、英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業（以下「英知事業」という。）において雇用する若手研究者についても、事業代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「研究活動等」という）に充当することを可能としました。

（参考）「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

記

1. 対象者

方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、本事業において研究課題の実施のために雇用される者（ただし、事業代表者等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- (2) 40歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) 事業代表者等が本事業の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属機関が認めること

- (3) 本事業に従事するエフォートの20%を上限とし、事業代表者等が本事業の推進に支障がない範囲であると認めること
- (4) 従事する業務は本事業の推進に資する研究活動等であること

3. 実施方法

(1) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

(2) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(3) 活動の支援、承認取消

事業代表者等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が2.の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、事業代表者等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

※ 上記(1)～(3)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

4. 適用開始日

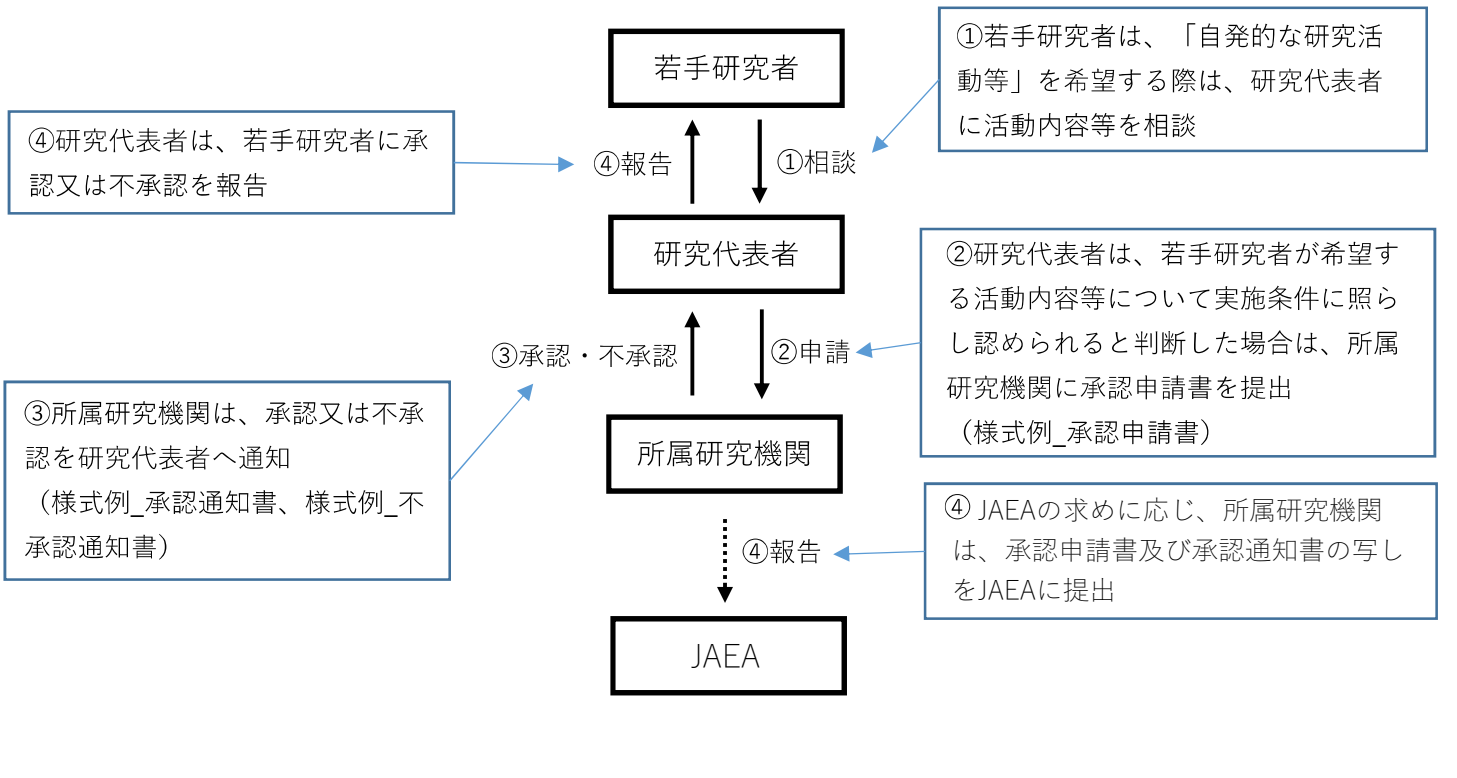
令和3年4月

※令和2年度以前に採択された研究課題においても適用可。

以上

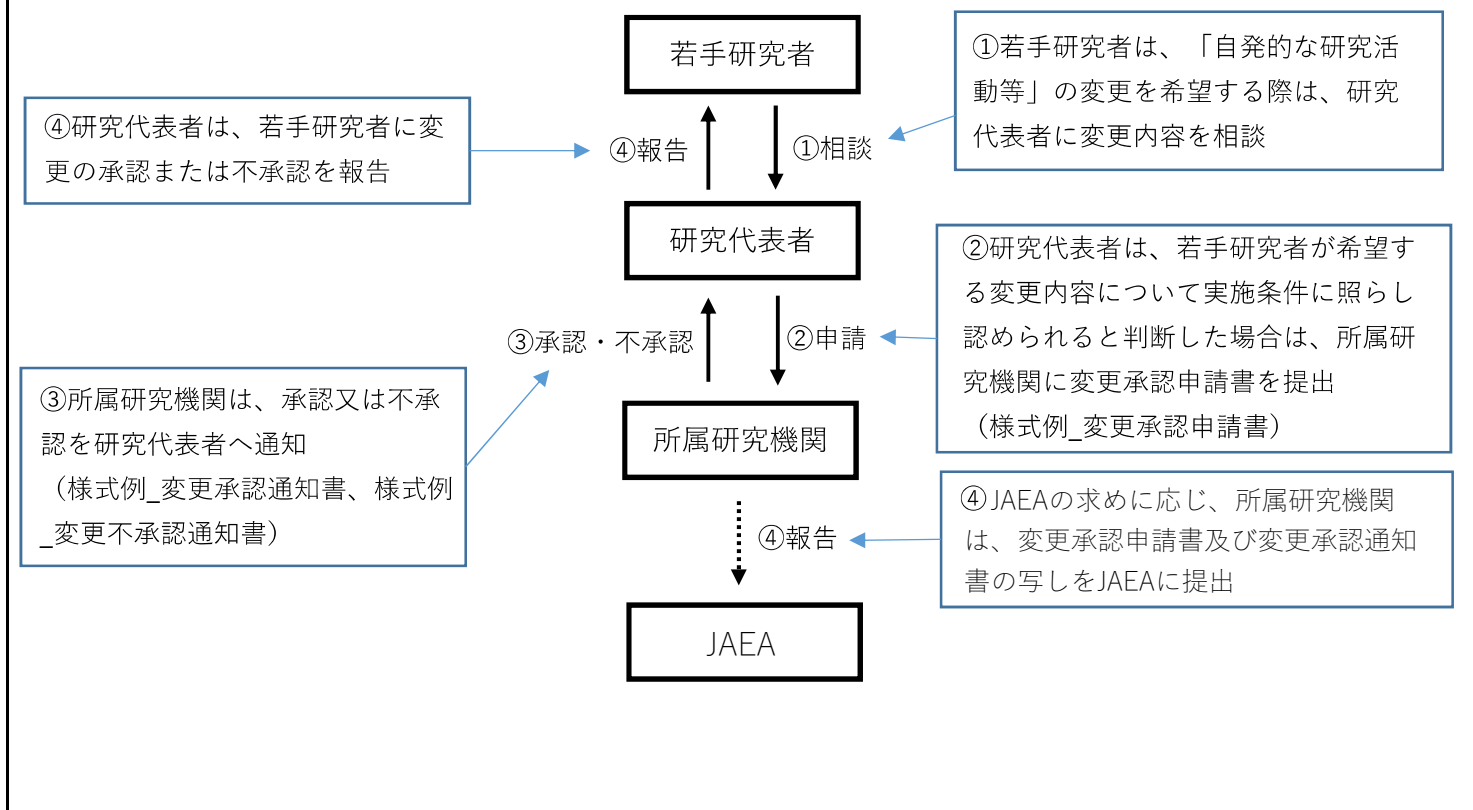
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



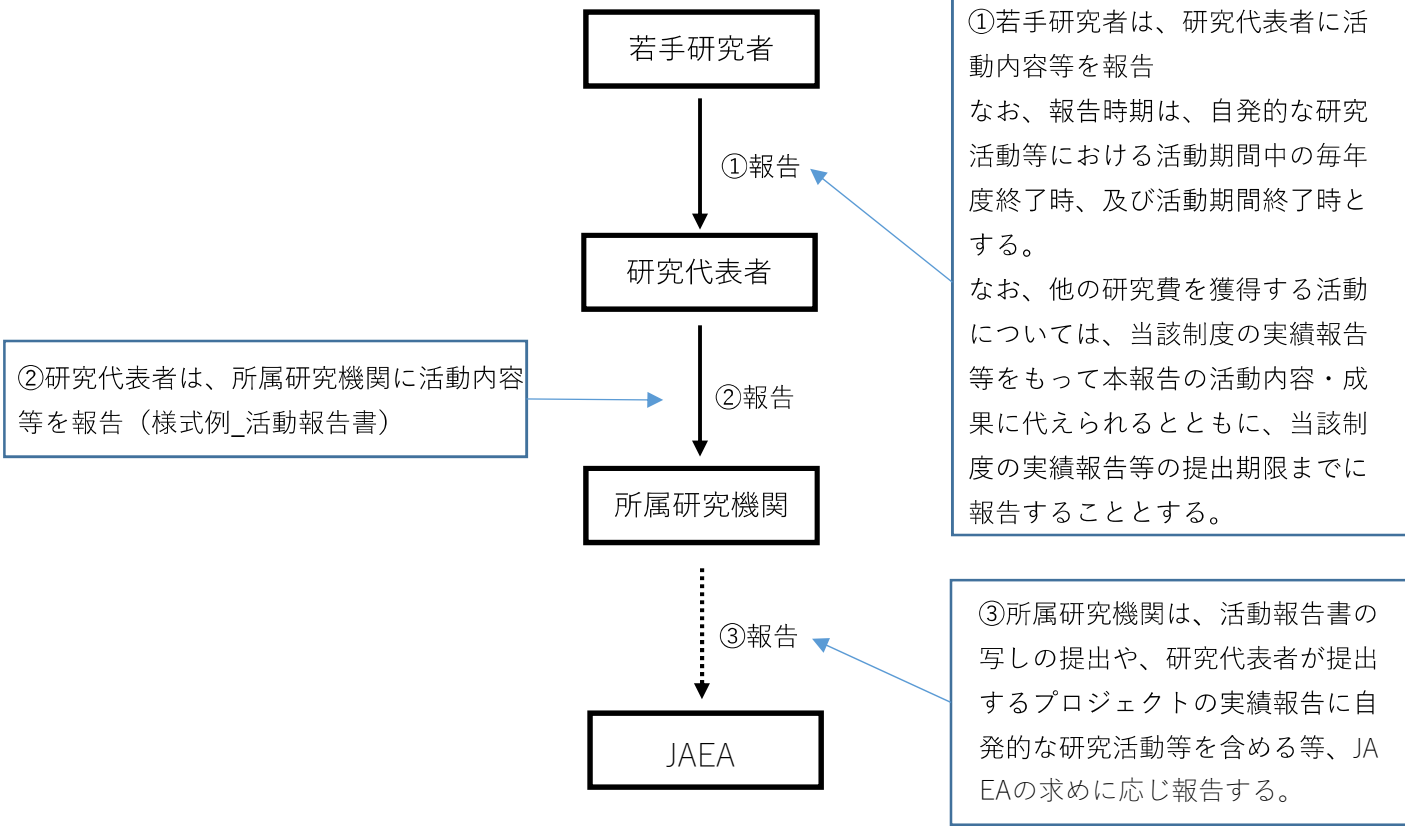
自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



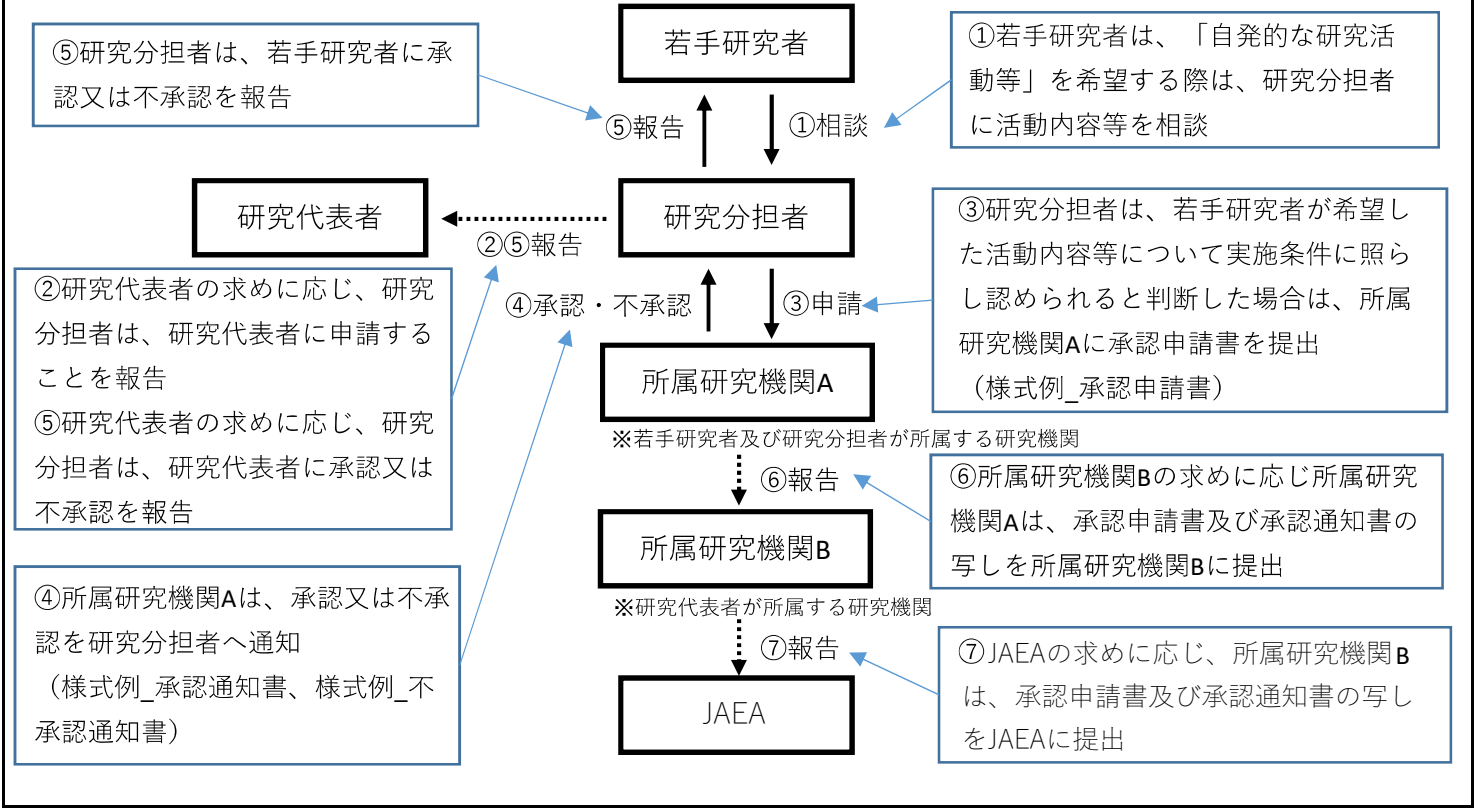
自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



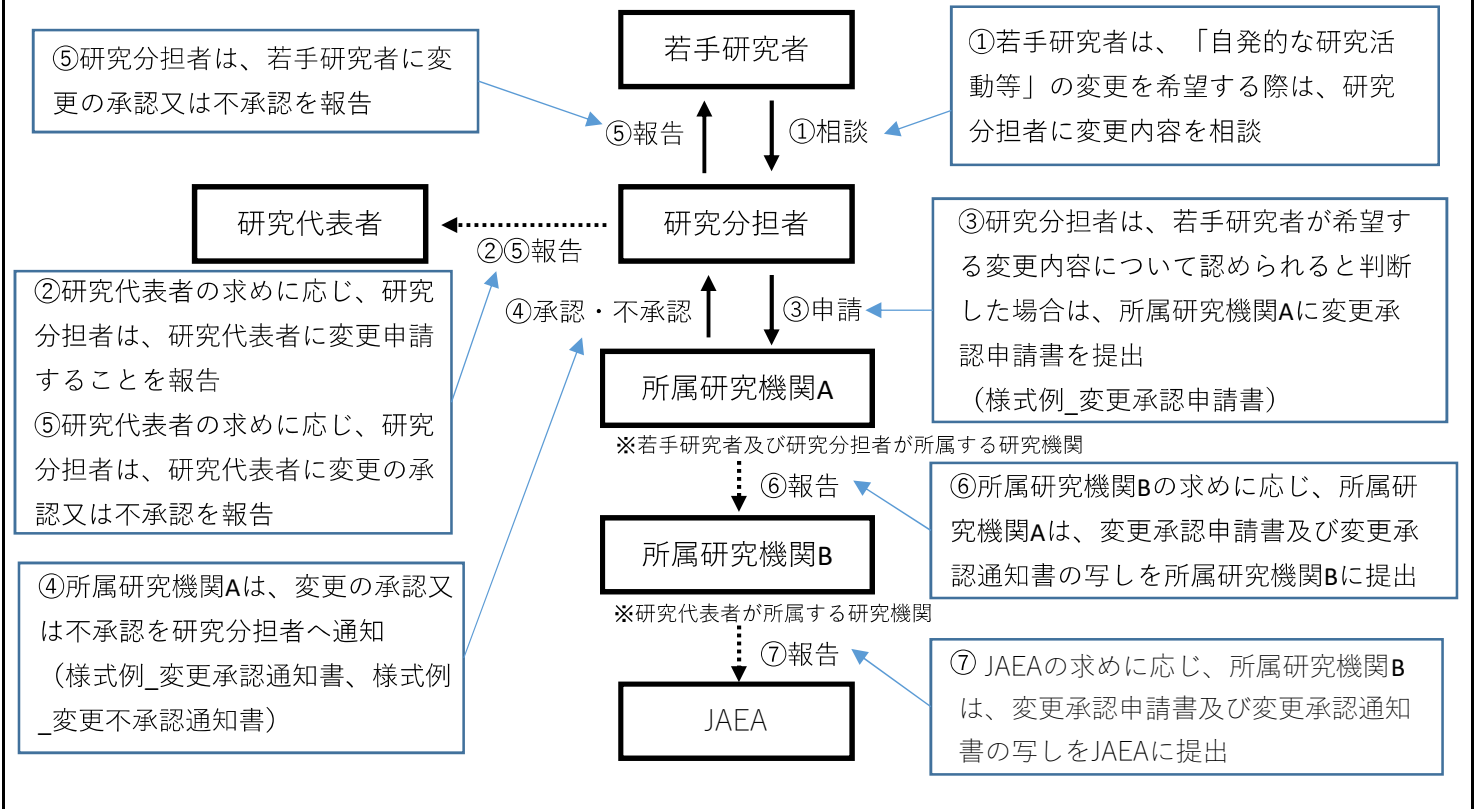
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)

